

中小企業経営強化税制・固定資産特例に関する説明会資料

平成 29 年 4 月 7 日（金）

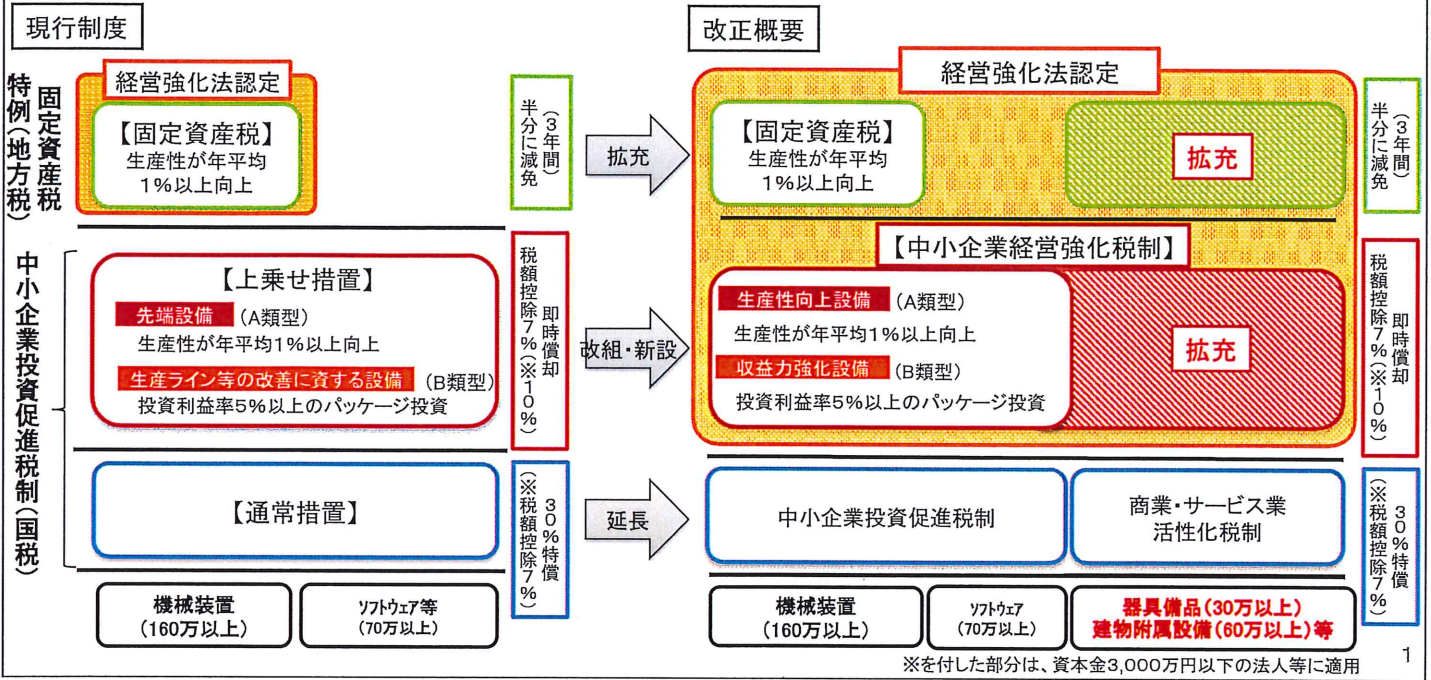
一般社団法人日本医療機器工業会

目次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 税説明資料 | P 1 |
| 2. 経営力向上計画策定の手引き | P 8 |
| 3. 税手続き手引き | P16 |
| 4. 工業会等証明書関係 | P22 |
| 参考1 固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認 | P28 |
| 参考2 経営力向上設備等の取得時期・税制の特例適用等 | P37 |
| 参考3 中小企業経営強化税制 Q & A集 (A B類型共通) | P39 |
| 参考4 減価償却資産の耐用年数表 | P51 |

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 (法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税)

○中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加(適用期限は2年間)。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
 ○中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



(参考) 器具備品・建物附属設備のイメージ

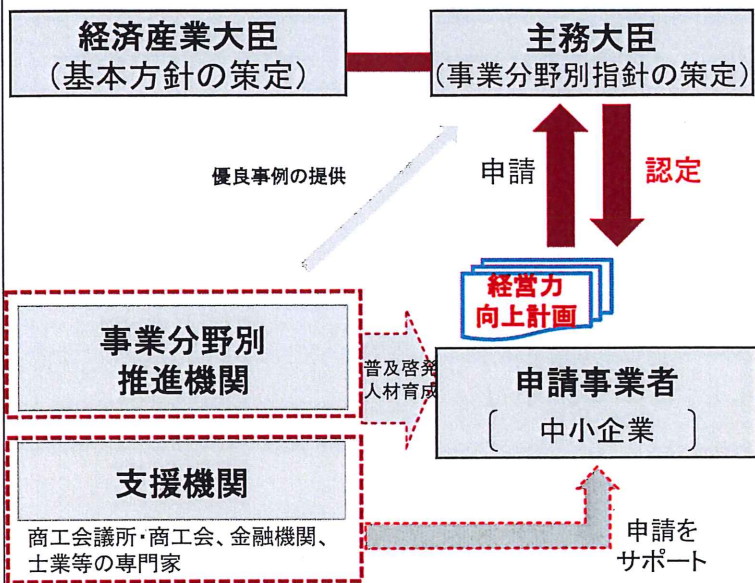
| <器具備品> | | | <建物附属設備> | |
|---|---|--|---|--|
|  |  |  |  | |
| 冷蔵陳列棚 | ルームエアコン | サーバー | エレベーター | |
|  |  |  |  | |
| 業務用冷蔵庫 | 介護浴槽 | ブレーキ・スピードテスター | 空調設備 | |
|  |  |  |  | |
| 介護用アシストスーツ | 三次元座標測定機(測定機器) (寸法をマイクロメートル単位で測定) | 理美容機器 | 高圧受電設備 | |

1-①中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例 (固定資産税)

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期限:平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



【追加する対象設備】

- ▶ 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する一定の器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具
- ▶ 生産性を高める設備が対象(H29年・30年に新規取得)

| |
|---------------------------|
| 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 |
| ◆機械・装置 (160万円以上/10年以内) |
| ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) |
| ◆器具・備品 (30万円以上/6年以内) |
| ◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内) |

【特例措置】

- ▶ 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ▶ ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ▶ ② 最低賃金が全国平均以上の地域 → 労働生産性が全国平均未満の業種

※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

<対象設備の例>

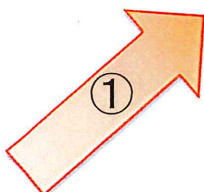


(参考)具体的な地域・業種限定の考え方

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

<平成28年度地域別最低賃金(昇順)>

| | |
|------|-----|
| 宮城県 | 714 |
| 沖縄県 | 714 |
| 鳥取県 | 715 |
| 高知県 | 715 |
| 佐賀県 | 715 |
| 長崎県 | 715 |
| 熊本県 | 715 |
| 大分県 | 715 |
| 鹿児島県 | 715 |
| 青森県 | 718 |
| 岩手県 | 718 |
| 秋田県 | 718 |
| 徳島県 | 718 |
| 山形県 | 717 |
| 愛媛県 | 717 |
| 島根県 | 718 |
| 福島県 | 728 |
| 香川県 | 742 |
| 宮城県 | 748 |
| 新潟県 | 753 |
| 和歌山県 | 753 |
| 山口県 | 753 |
| 福井県 | 754 |
| 石川県 | 757 |
| 岡山県 | 757 |
| 群馬県 | 759 |
| 山梨県 | 759 |
| 奈良県 | 762 |
| 福岡県 | 765 |
| 富山県 | 770 |
| 長野県 | 770 |
| 茨城県 | 771 |
| 栃木県 | 776 |
| 岐阜県 | 776 |
| 北海道 | 788 |
| 滋賀県 | 788 |
| 広島県 | 793 |
| 三重県 | 795 |
| 静岡県 | 807 |
| 兵庫県 | 819 |
| 京都府 | 831 |
| 千葉県 | 842 |
| 埼玉県 | 845 |
| 愛知県 | 845 |
| 大阪府 | 883 |
| 神奈川県 | 930 |
| 東京都 | 932 |



最低賃金が全国平均(823円)未満

全国加重平均 823円



最低賃金が全国平均(823円)以上

①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、**全ての業種を対象とする。**



40道県

②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種については特例の対象とする。**



7都府県

(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都)

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。

法人の本店所在地ではなく、設備を取得する地域毎に判定

1-②中小企業経営強化税制の創設(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、**サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組**。適用期限は2年間。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

| 類型 | 生産性向上設備(A類型) | 収益力強化設備(B類型) |
|---------------------|---|---|
| 要件 | ①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 | ①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 |
| 対象設備 (取得価額／販売時期) | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上／10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内) ◆器具・備品(30万円以上／6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内) ◆ソフトウェア(70万円以上／5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能) | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) |
| 確認者 | 工業会等 | 経済産業局 |
| 指定事業 | 中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業 | |
| その他要件 | 生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等 | |
| 税制措置 | 即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%) | |

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外⁵

(参考)中小企業等経営強化法のスキーム

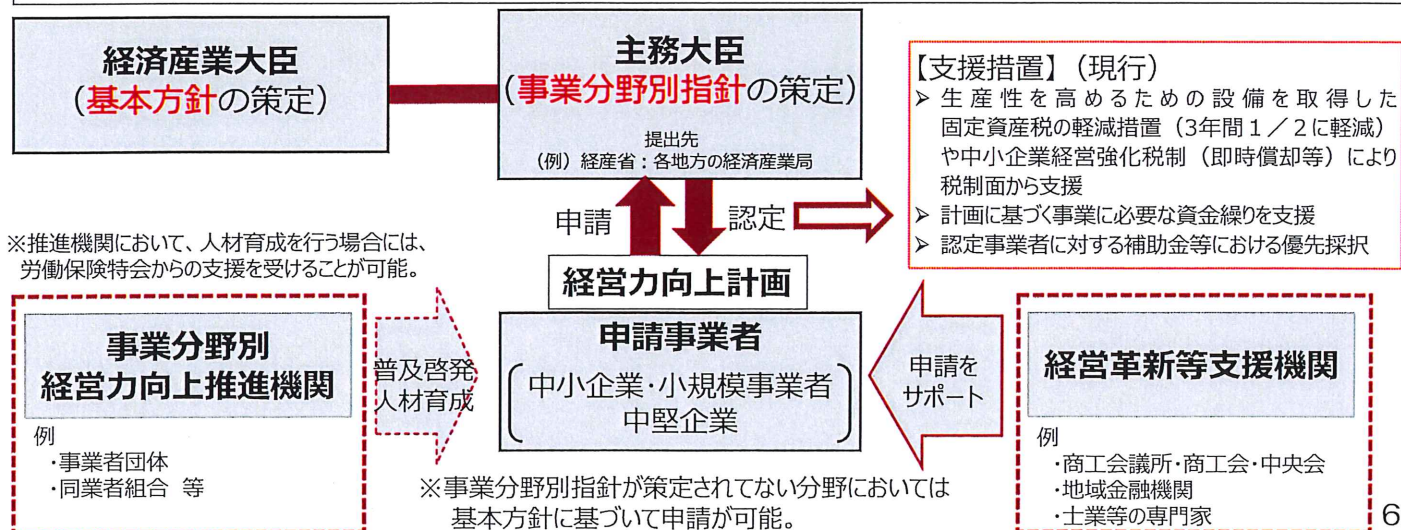
○人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。そのため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援し、経営強化(「稼ぐ力」の強化)を図ることが必要。

①政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに「経営力向上」の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

②中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

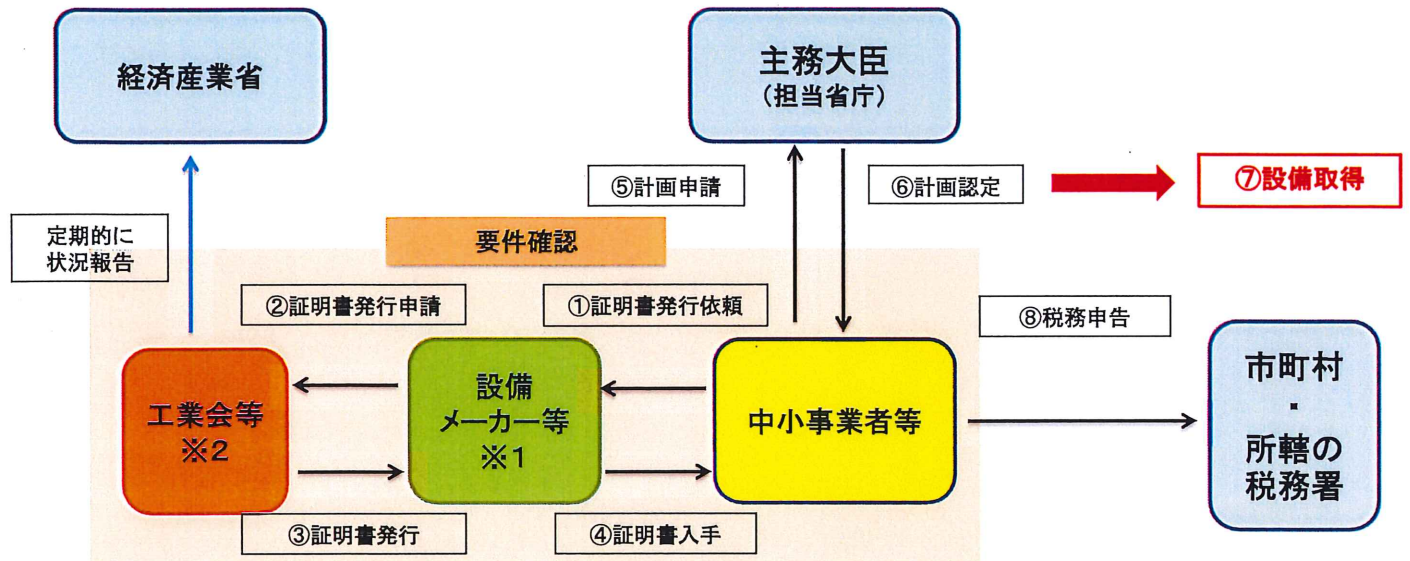


生産性向上設備(A類型)・固定資産税特例のスキーム

<工業会等の確認内容>

○一定の期間内に販売が開始されたモデルであること

○生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。(具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。)

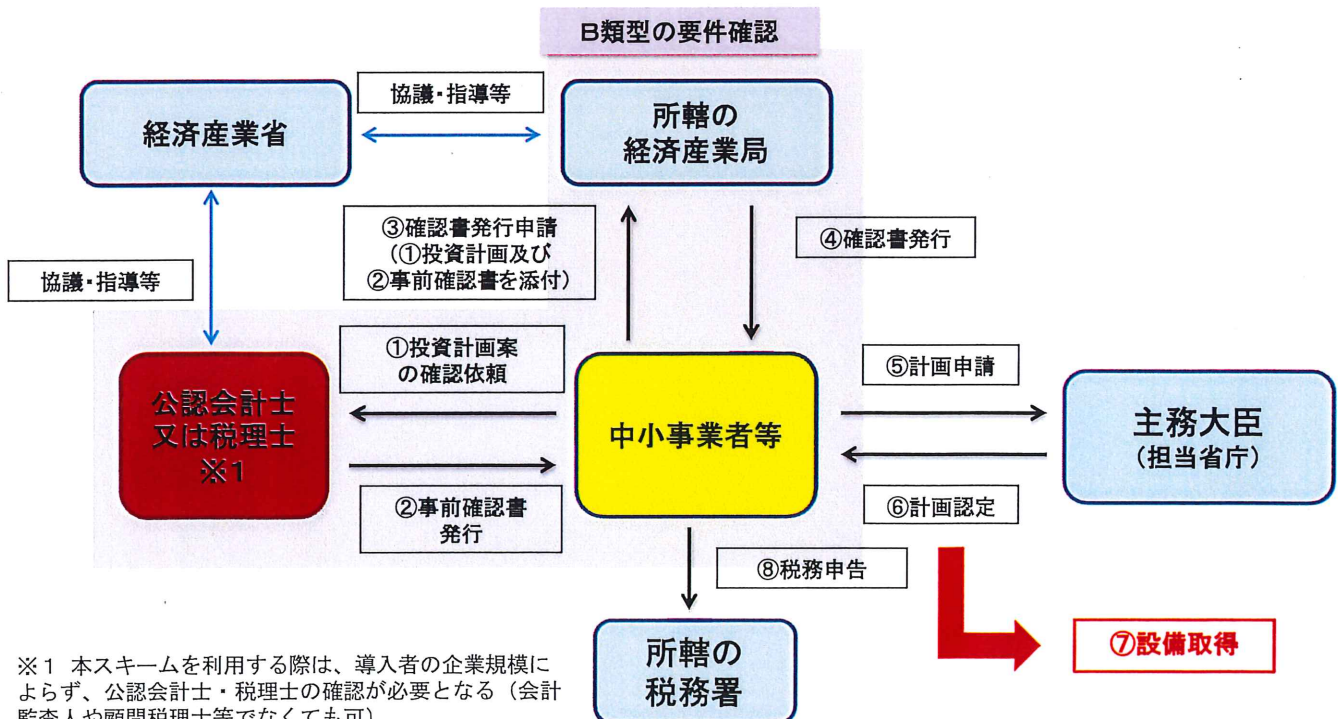
7

収益力強化設備(B類型)のスキーム

<公認会計士・税理士及び経産局の確認内容>

○対象設備の確認(投資目的に必要な不可欠な設備であることの確認)

○投資利益率要件(年平均5%以上)を満たしていることの確認(投資の効果としてのリターンの算出方法の確認等)



※1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要となる(会計監査人や顧問税理士等でなくても可)

8

1-③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

| | | |
|------|--|-------------------|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主 | |
| 指定事業 | 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く | |
| 対象設備 | ・機械及び装置【1台160万以上】 | |
| | ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 | |
| | ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く | |
| | ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象) | |
| 措置内容 | 個人事業主 | |
| | 資本金3,000万以下の中小企業 | 30%特別償却 又は 7%税額控除 |
| | 資本金3,000万超の中小企業 | 30%特別償却 |

9

1-④商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等(※1)が経営改善設備(※2)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※3)ができる措置。

(※1)対象者は、中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1000人以下の個人事業主。ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外。また、指定事業は下記業種。

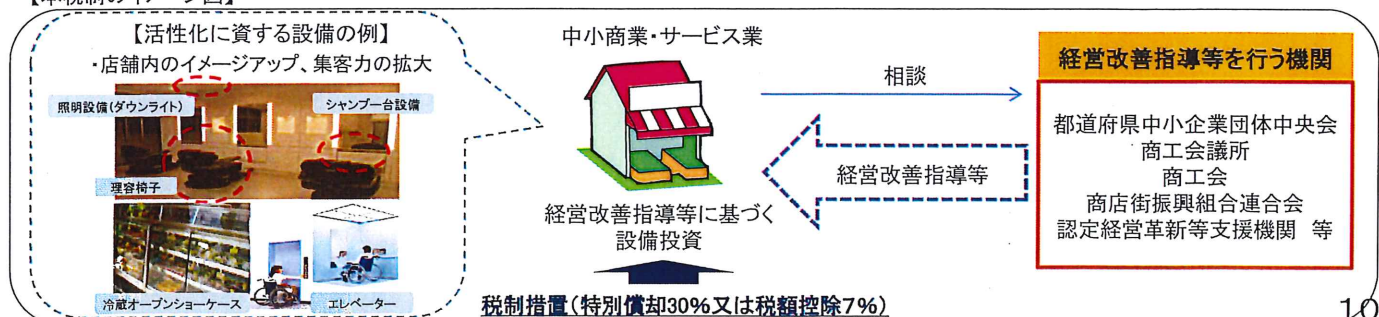
卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業 *性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

(※2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上
建物附属設備(空調施設、昇降機設備、電気設備、店舗内装等): 1台60万円以上

(※3) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



10

(参考1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することを認める措置。

概要 【適用期間:平成29年度末まで】

| | 取得価額 | 償却方法 | |
|---------|--------|-------------------------|---------------|
| 中小企業者のみ | 30万円未満 | 全額損金算入 (即時償却) | 合計300万円 まで |
| 全ての企業 | 20万円未満 | 3年間で均等償却(注) (残存価額なし) | |
| | 10万円未満 | 全額損金算入 (即時償却) | 本則 |

(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

【参考】

・平成28年度税制改正において、適用対象者から1,000人超の法人が除外されました。

11

(参考2-①) 生産性向上を促す設備等投資促進税制の廃止

○平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止。

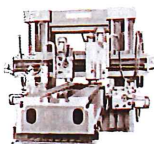
改正概要 【適用期間:平成26年度から3年間(平成28年度末まで)】

※産業競争力強化法の施行日から適用

対象設備

A. 先端設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



<対象>

◆機械・装置(限定なし)

◆器具・備品

(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー^(※)など)

◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、

◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア^(※)

※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

◆工具(ロール)

<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上

(中小企業は5%以上)



※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象> 機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、
建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法> 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、
会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。

税制措置

(注)産業競争力強化法施行日から適用

| | H25 年度中 (注) | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|----------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特別 償却 | 即時 | 即時 | 即時 | 50% 特価 | 廃止 |
| (うち建物、 構築物) | 即時 | 即時 | 即時 | 25% 特価 | |
| 税額 控除 | 5% | 5% | 5% | 4% | |
| (うち建物、 構築物) | 3% | 3% | 3% | 2% | |

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。

12

(参考2-②)生産性向上を促す設備等投資促進税制の廃止(対象設備)

✓ 利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまでの幅広い設備が対象。

A類型:先端設備

| 設備の種類 | 用途又は細目 |
|--------|--|
| 機械装置 | 全て |
| 工具 | ロール |
| 器具備品 | 試験又は測定機器 |
| | 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの |
| | 冷房用又は暖房用機器 |
| | 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。) |
| 建物 | 断熱材 |
| | 断熱窓 |
| 建物附属設備 | 電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。) |
| | 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 |
| | 昇降機設備 |
| | アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。) 日射調整フィルム |

<中小企業者等の場合のみ対象>

| 設備の種類 | 用途又は細目 |
|--------|--|
| 器具備品 | サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)(※) |
| ソフトウェア | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの |

B類型:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

| 設備種類 | 用途又は細目 |
|--------|--------|
| 機械装置 | 全て |
| 工具 | 全て |
| 器具備品 | 全て(※) |
| 建物 | 全て |
| 建物附属設備 | 全て |
| 構築物 | 全て |
| ソフトウェア | 全て |



(作成中)
平成29年4月 日版

- 中小企業等経営強化法 -

経営力向上計画

策定の手引き

目次

1. 経営力向上計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P.1
- (3) 中小企業者等の範囲・・・P.2
- (4) 制度活用の流れ・・・P.2

2. 手続き方法

- (1) 経営力向上計画の策定・P.3
申請様式の記載方法
- (2) 経営力向上計画の申請・P.6
- (3) 変更申請・・・P.6

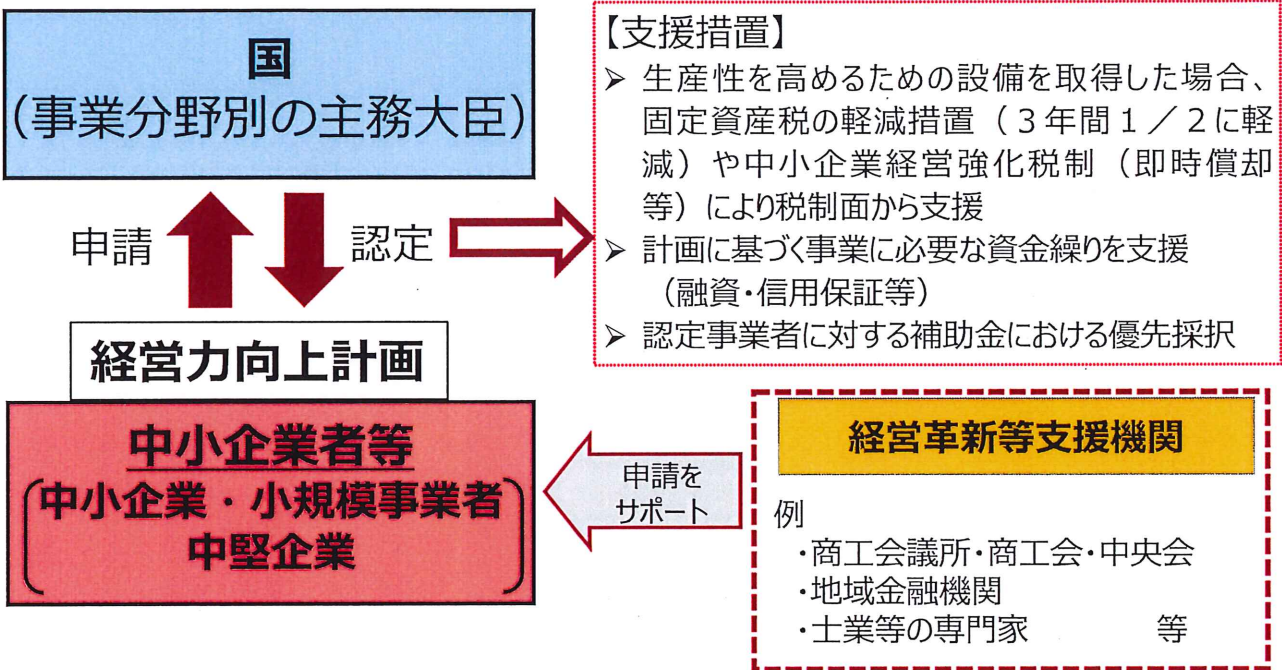
3. ホームページ・問い合わせ先・・・P.7

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】 申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】 計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

＜税制措置＞認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の軽減措置や中小企業経営強化税制による税制措置を受けることができます。

＜金融支援＞計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

1. 経営力向上計画の概要

(3) 中小企業者等の範囲

○認定を受けられる「中小企業者等」の定義（中小企業等経営強化法第2条第2項）

| | | | |
|------|--------------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等） | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 |
| 資本金 | 右欄の上下どちらかで判断 | 10億円以下 | |
| 従業員数 | | 2,000人以下 | 2,000人以下 |

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、経営力向上計画の認定を受けることができます。

(注) 税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される際は、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご確認ください。

(4) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討/事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- ・適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- ・税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認ください。

2. 経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
- ③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて、経営力向上計画の策定（記載方法はP. 3～）

3. 経営力向上計画の申請・認定

- ① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出して下さい。（申請先はP. 6）
- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで、約30日かかります。※複数の省庁の所管にまたがる場合には約45日。）

4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- ・税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行

2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

申請様式の記載方法

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

➤ 申請様式は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

経営強化法 | 検索

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代 表 者 の 氏 名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- 1 名称等
 - 正確に記載すること。
 - ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。
- 2 事業分野と事業分野別指針名
 - 「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載する。
 - 「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

(以下、省略)

- <宛名>は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- **業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。**

- <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 株式会社METI
 代表者名(事業者が法人の場合) 代表取締役 中小 太郎
 資本金又は出資の額 2000万円
 常時使用する従業員の数 100人
 法人番号 XXXXXXXXXXXXXX

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 24 金属製品製造業
2451 アルミニウム・合金金
 レス製品製造業
器・複合部品製造業

事業分野別指針名 (製造業に係る経営力向上に
 関する指針)

注意

3 実施時期

平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

注意

4 現状認識

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| ① | 自社の事業概要 | 金板製の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。 |
| ② | 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向 | 従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能承継が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。 |
| ③ | 自社の経営状況 | 売上は27年度5,300,000千円、28年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については27年度85,000千円、28年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多手持ちができる若手工員が少なく多手持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性(営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数が低くなっていると考えられる。 |

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

| 指標の種類 | A 現状(数値) | B 計画終了時の目標(数値) | 伸び率((B-A)/A)(%) |
|-------|----------|----------------|-----------------|
| 労働生産性 | 6,930千円 | 7,000千円 | 1% |

<5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- 「指標の種類」欄は、事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載して下さい。

【指標の計算について】

- 基本方針で定められる労働生産性の計算式は以下のとおりです。
- 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)
- **なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。**
- また、現状の数値Aがマイナスとなる場合は、伸び率の計算の際に分母Aを絶対値として計算して下さい。

<1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

<2 事業分野と事業分野別指針名>

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する**中分類と細分類コードと項目名**を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記して下さい。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

<3 実施時期>

- 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- **計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。(8. 経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。)**

<4 現状認識>

- 「①自社の事業概要」欄は、自社の事業等について記載して下さい。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記して下さい。
- 「②自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向」欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載して下さい。
- 「③自社の経営状況」欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載して下さい。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

| 6 経営力向上の内容 | | |
|--------------|--|-------------------------|
| 事業分野別指針の該当箇所 | 実施事項 (具体的な取組を記載) | 新事業活動への該非 (該当する場合は○) |
| ア ハ(2) | 【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。 | |
| イ イ(1) | 【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。 | |
| ウ ホ(1) | 【設備投資】主要取引先 A 社と共同で新規商品開発を行い、A 社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種（一機種 3台）をパンチ・レーザ複合マシンへ（一機種 2台）と更新する。この機種は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。 | ○ |

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|------|---------------|--------|--------|
| ア・イ | 技術指導員人件費・採用費用 | 自己資金 | 10,000 |
| ウ | 経営力向上設備購入費 | 融資 | 25,000 |

8 経営力向上設備等の種類

| 実施事項 | 取得年月 | 利用を想定している支援措置 | 設備等の名称/型式 | 所在地 |
|------|----------|---------------|----------------------|--------|
| 1 | ウ H29.5 | ○(国A)・国B | パンチ・レーザ複合マシン/METI001 | ●●県××市 |
| 2 | ウ H29.8 | 固・国A・○(国B) | 生産管理システム/SME002 | ●●県××市 |
| 3 | ウ H29.10 | 固・国A・○(国B) | 検査装置/SME003 | ●●県××市 |

| 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） | 証明書等の文書番号等 |
|----------|--------|----|--------|-----------------|
| 1 機械装置 | 5,000 | 2 | 10,000 | 123456 |
| 2 ソフトウェア | 5,000 | 1 | 5,000 | 20170523 中生投第○号 |
| 3 器具備品 | 10,000 | 1 | 10,000 | 20170523 中生投第○号 |

| 設備等の種類別小計 | 設備等の種類 | 数量 | 金額（千円） |
|-----------|--------|--------|--------|
| | 機械装置 | 2 | 10,000 |
| | 器具備品 | 1 | 10,000 |
| | 工具 | 0 | 0 |
| | 建物附属設備 | 0 | 0 |
| 合計 | 4 | 25,000 | |

- ※同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、工業会等の証明書の整理番号や、経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- ※工業会等の証明書と経済産業局の確認書の両方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい。（固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合）
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

<6 経営力向上の内容>

- 「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該非」欄は、新事業活動となる取組に該当する場合には○を付けてください。新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など新たな事業活動をいいます。

<7 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、実施事項ごとに、その事項を実施するのに要する資金について、その部分の具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

<8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置（固定資産税特例、国税A類型、国税B類型）に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。

2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

申請書類

- ① 申請書（原本）
- ② 申請書（写し）
- ③ チェックシート
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

（注意）税制措置の適用を受けるための書類を添付する必要があります。必要書類や申請手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。

URLを貼り付け

申請方法

申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請について

- ▶ 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- ▶ なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- ▶ 様式は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

🔍 経営強化法 | 検索 ▶

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請の際の提出書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）
（認定を受けた経営力向上計画を修正する形でご作成ください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください（記載例参照））
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載例参照））
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

（注意）税制措置の適用を受けるための書類を添付する必要があります。必要書類や申請手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

3. ホームページ・問い合わせ先

「経営力向上計画」について
経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援）

お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1957（平日9:00-12:00,13:00-17:00）

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索



中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置
に係る工業会証明書の取得の手引き

○中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条における以下の要件（以下「生産性向上に係る要件」といいます。）、

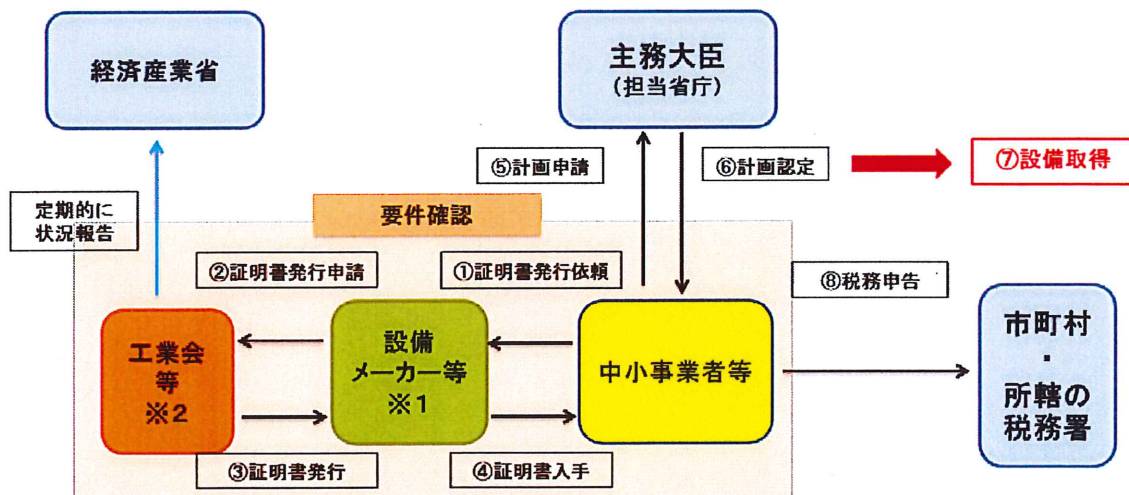
- ① 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）
- ② 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

を満たす設備であることの工業会証明書を取得し、中小企業等経営強化法の認定を受けた場合で、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、税制上の優遇措置の適用を受けられます。

工業会等では、生産性向上に係る要件を満たす旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行することとしていますので、税制上の優遇措置の適用を受けようとする法人又は事業主（以下「設備ユーザー」）の方はご活用ください。

工業会証明書の取得から税務申告の流れは、概ね以下の通りとなります。

（手続きスキーム図）



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
 ※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

①設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

②依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。手続きに際しては、必要に応じて裏付けとなる資料等を添付してください。

（注1） 設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業

庁ホームページをご参照ください。 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

③工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。その際、チェックシートは、工業会等と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会等で保管してください。

(注2) 設備メーカーにおかれては、工業会等が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。

④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤設備ユーザーは、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し、認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の証明書の写しを添付する必要があります。

⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

<参考>対象設備について

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|---------------|----------------------------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具(※1) | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品(※1) | 全て(※4) | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備(※1、※2) | 全て(※5) | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウェア(※3) | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

※1 固定資産税の措置について、工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）においては対象業種に限定あり。

※2 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※3 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※4 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

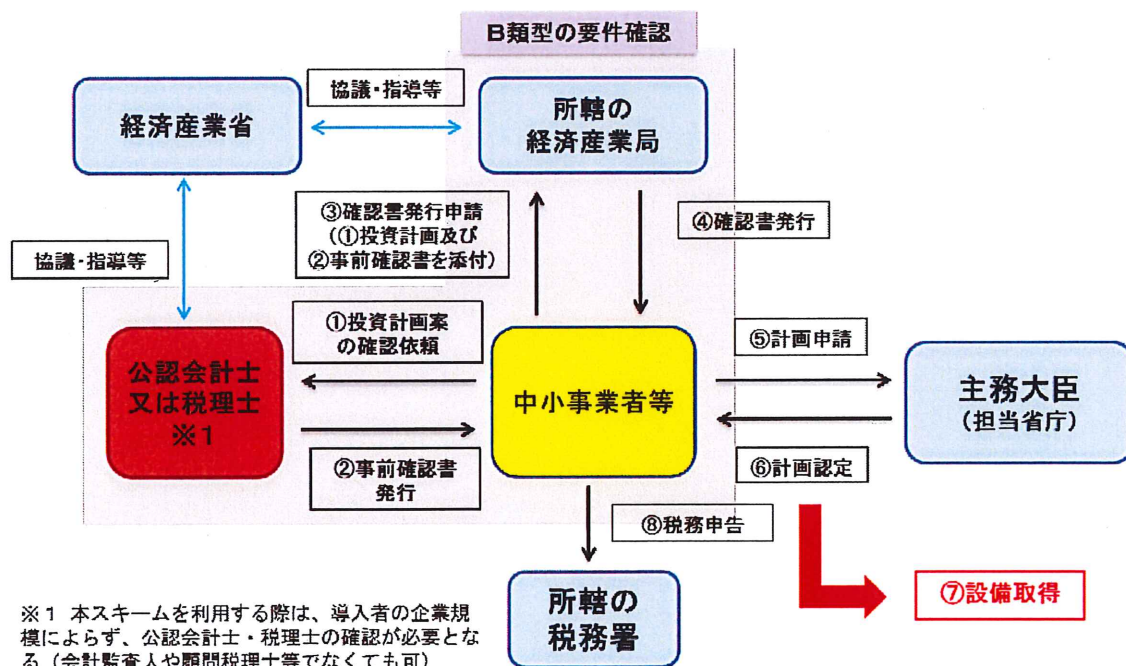
※5 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注3) 設備の種類によっては、税制上の優遇措置の対象から除かれるものがあります。設備メーカーは、事前に税理士に確認するなど、対象設備に該当するかどうかの確認をお願いします。

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備（B 類型）
に係る経産局確認の取得に関する手続き

○中小企業経営強化税制の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第2号に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備」については、当該投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認をうける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。

（手続きスキーム図）



①申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。なお、公認会計士又は税理士の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した申請書の根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。

③申請者は、必要に応じて申請書の修正や、添付書類の追加等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（文末参照、ただし、申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。

※年度末等の申請件数が多い時期については、予約が取りにくい場合もありますので、余裕を持ってご相談ください。

※申請書＋必要添付書類＋事前確認書を一式として、二部ご持参ください。

※なお、確認書発行に対して、郵送をご希望される方は返信用封筒に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものをご持参ください。

④経済産業局は、③のご説明を受けてから、一ヶ月以内（※）に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に、確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡します。

※資料の不備が多い場合や修正対応に時間を要する場合には一カ月以上要する可能性もありますのでご留意ください。

⑤申請者は、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付する必要があります。

⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

⑦④の確認書の交付を受けた申請者は、申請書の計画期間内（設備の取得等をする年度の翌年度以降3年間）について、申請書の実施状況（様式4）を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出してください。

<申請書（投資計画）の策定単位について>

申請書（投資計画）の策定単位は、収益力向上設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、申請書（投資計画）の策定単位です。

例えば、工場の生産ラインの改善を行う投資の場合に、生産ラインに絞って効果を算出できる

場合には、当該生産ラインが申請書（投資計画）の単位となり、その投資効果を測定する際に工場全体でないと測定できない場合には工場単位となります。また、オペレーションの改善に資する設備の場合として、会社全体の販売・生産管理システムを改善する投資などが考えられますが、その場合は、会社全体でしか効果を算出できない場合が想定されるため、会社全体が計画の単位となります。

なお、上記のとおり、投資効果をできる限り正確に算出するために必要最小限の単位を求めています。管理会計上投資の効果を算出することが会社単位でしか出来ない場合などは、会社単位で提出していただくことも可能です。

※あくまでも基本的な考え方であり、実際には、個別の投資計画毎に判断することとなります。

（注1）経済産業局の確認書は経営力向上計画の認定申請に際して添付する必要があります。設備の取得は、計画認定後に行うことが原則であり、上記のとおり経済産業局は確認書の標準処理期間として一ヶ月、各主務大臣の経営力向上計画認定の標準処理期間として約一ヶ月を設けておりますので、余裕をもってご申請ください。

（注2）経済産業局の確認書の交付は、中小企業経営強化法第13条第4項・中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第2号に基づき、事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること、当該投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれるものであること、事業の生産性の向上に特に資する設備であることについて行うものです。

（注3）④の確認書を受けた後、設備の取得前に、申請書に記載された投資利益率の算定にあたって、分母にあたる設備投資取得額が増える場合や分子にあたる営業利益の減少が見込まれる場合には、変更申請書（様式5）を最寄りの経済産業局に提出の上、再度確認書の交付を受けてください。（変更申請書の提出にあたり、公認会計士又は税理士の事前確認は不要です。）

（注4）実施状況報告書（様式4）に関して、確認書の交付を受けた申請書に記載された全ての設備について、税制の優遇措置を受けなかった場合は、当該実施状況報告書にその旨を記載してご提出ください。それ以降の実施状況報告の提出は必要ありません。

提出資料

- （1）登記簿謄本の写し（個人の場合、税務申告書等の事業実施を確認できる書類）
- （2）貸借対照表・損益計算書（直近1年分）
- （3）対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。

例えば、導入しようとする設備が、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所（工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの。建物図面等、当該設備を特定する情報を記載した資料等）、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。

(4) 設備投資計画の分かる資料（本申請書の根拠となる資料）

代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に係る設備投資計画又はそれに代わるもの（稟議書、取締役会議事録等）、導入する設備の見積り書、設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同様の商品・サービスの過去の実績（1 単位当たり売上、製造・販売原価等）、売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料等。

(5) 公認会計士又は税理士による事前確認書

| (お問い合わせ先) | (管轄地域) |
|--|--|
| ○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140） | 北海道 |
| ○東北経済産業局 経営支援課（直通：022-221-4806） | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県 |
| ○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0321） | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県 |
| ○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253） | 岐阜県、愛知県、三重県 |
| ○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076-432-5401） | 富山県、石川県 |
| ○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06-6966-6065） | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| ○中国経済産業局 中小企業課（直通：082-205-5316）※ ※ただし、3月24日までは082-224-5661 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県 |
| ○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8529） | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| ○九州経済産業局 中小企業課（直通：092-482-5447）※ ※本番号は、平成29年3月31日まで。 平成29年4月以降の連絡先は、後日掲載予定。 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| ○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755） | 沖縄県 |

| | |
|------------------|--------------------------|
| (一社) ●●●●工業会指定用紙 | |
| 整 理 番 号 | |
| ① ソフトウェア以外の場合 | <input type="checkbox"/> |
| ② ソフトウェアである場合 | <input type="checkbox"/> |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

| | | |
|---------|-----------|--|
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 | |
| | 設備の種類又は細目 | |
| | 設備の名称 | |
| | 設備型式 | |
| | 本社名・事業所名 | |

| | | |
|------------------|---|--------------|
| 該 当 要 件 | 一定期間（注）内に販売開始された製品であるか | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 「生産性向上」（旧モデル比生産性年1%向上）に該当するか （※）当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い 新製品の場合には、記載不要。 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 該当要件への当否 | 1. 該当 2. 非該当 |

（注）一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について
確認し、該当要件を満たしていることを証明し
ます。

平成 年 月 日
〒東京都●●区
一般社団法人●●工業会
会長 ●● ●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明
します。

平成 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名： _____ 印 _____

（ 担当者氏名： _____
所 属： _____
担当者連絡先（電話番号）： _____ ）

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

| | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 変 更 事 項 (注) | 変更前（都道府県名・市町村名） | 変更後（都道府県名・市町村名） |
| | | |

（注）経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

（注）本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>）

<証明書記載例>

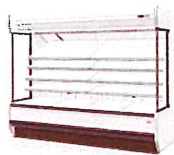
- 赤字 → 設備メーカー記入箇所
- 青字 → 工業会記入箇所
- 緑字 → 設備ユーザー記入箇所

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| ○×工業会指定用紙 | |
| 整理番号 | 1234-56 |
| ① ソフトウェア以外の場合 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ② ソフトウェアである場合 | <input type="checkbox"/> |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

1段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など)を記入。2段目には、器具備品であれば、「陳列だな及び陳列ケース」のように同省令の細目を記入。

| | | |
|---------|-----------|-----------------------------|
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 | 器具及び備品 |
| | 設備の種類又は細目 | 陳列だな及び陳列ケース (冷凍機付又は冷蔵機付のもの) |
| | 設備の名称 | 冷蔵ショーケース |
| | 設備型式 | 2015年式 METI SME-W |
| | 本社名・事業所名 | 株式会社影倉商店・坂同店 |



事業所名だけではなく、本社名まで記載

<具体例：冷蔵ショーケース 横山製作所製>

該当要件を満たしているかについては、設備メーカー等は裏付けとなる資料等を準備した上で、チェックシート(様式2)をご記入ください。

| | | |
|------|---|--------------|
| 該当要件 | 一定期間(注)内に販売開始された製品であるか | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 該当要件への当否 | 1. 該当 2. 非該当 |

(注)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

どの該当要件にも「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、該当要件への当否は「1. 該当」にチェックが入ります。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成29年 4月15日
〒100-0000
東京都千代田区△△△△△
一般社団法人○×工業会
会長 中小 太郎 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

平成29年 4月 1日
製造事業者等の名称 横山製作所

製造事業者等の所在地 ○○県○○市○-○-○

代表者氏名： 内村 直明 印

担当者氏名： 恵沢 大洋
所 属： 事業環境部
担当者連絡先(電話番号)： ○○-○○○○-○○○○

当初認定を受けた経営力向上計画に記載した設備の所在地が
市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等」の所在地について変更がある場合】

| (注) 変更事項 | 変更前 (都道府県名・市町村名) | 変更後 (都道府県名・市町村名) |
|-------------|------------------|------------------|
| | 〇〇県坂同市 | 〇〇県伊澤市 |

(注) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)

<チェックリスト記載例>

チェックリストは、工業会と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会で保管してください（必要に応じて設備メーカーにコピーを共有）。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。

証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行って下さい。

【チェックリスト①】

| | | 製造業者記入欄 | 証明者 チェック欄 |
|----|-------------|--|-------------------|
| 該 | 販売開始要件の確認 | <p>1. 該当 2. 非該当</p> <p>販売開始年月 : 2015年4月</p> <p>①販売開始年度 : 2015年度 (※1)</p> <p>取得等をする年度 : 2017年10月</p> <p>②取得日を含む年 : 2017年</p> <p>②-①=2年が一定期間(※2)の要件内</p> | <p>✓</p> <p>✓</p> |
| | | <p>当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。</p> <p>所定の期間とは以下のとおりです。 機械装置：10年以内、工具：5年以内、 器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内</p> <p>本設備（器具備品）であれば、取得等をする年から起算して6年以内に販売されたものであるか確認。例えば、2010年2月（=①2010年度）に販売開始されたものの場合、2017年4月（=②2017年）に取得したときは、6年以内の要件を満たしません（②-①=7年）ので「一定期間内」の要件に該当しませんので対象外となります。</p> | |
| 当 | | | |
| 要件 | 生産性向上に該当するか | <p>1. 該当 2. 非該当</p> <p><比較指標></p> <p>(*) 以下の1～4までのいずれかの指標で比較。</p> <p>1. 生産効率【 】</p> <p>2. 精度【 】</p> <p>3. エネルギー効率【 消費電力 】</p> <p>4. その他【 】</p> | <p>✓</p> <p>✓</p> |
| | | <p>当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。</p> <p>(※3) 比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。</p> <p>「生産効率」「精度」「エネルギー効率」はあくまで代表例です。様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点より指標は幅広く認めております。工業会におかれましては、その指標が制度趣旨に沿ったものであるのかどうかをご確認ください。</p> <p>例えば、上記以外にも、処理数、加工量、加工時間、検査数（検査装置）等といったものが考えられます。一方、設備の「金額」や設備導入による「副次的な効果」などは設備の「生産性」に直接関係しませんので相応しくないと考えます。</p> | |
| 件 | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|--------------------------------------|
| | | <p><指標数値> (一代前モデル) : 40 (2010年度販売 METI SME-W) (当該設備) : 20</p> <p><生産性向上> 年平均10%</p> <div data-bbox="751 510 1406 748" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(例) 2015年販売のモデルの指標(消費電力)が20であり、2010年販売の一代前モデルが40である場合、 $\{(20-40) \div 40\} \div 5年 = -0.1$ すなわち年平均10%のエネルギー効率の向上となり、「年平均1%以上」を満たすこととなります。</p> </div> | |
| <p>該当要件の当否</p> | | <p>1. 該当 2. 非該当</p> | <p style="text-align: center;">✓</p> |

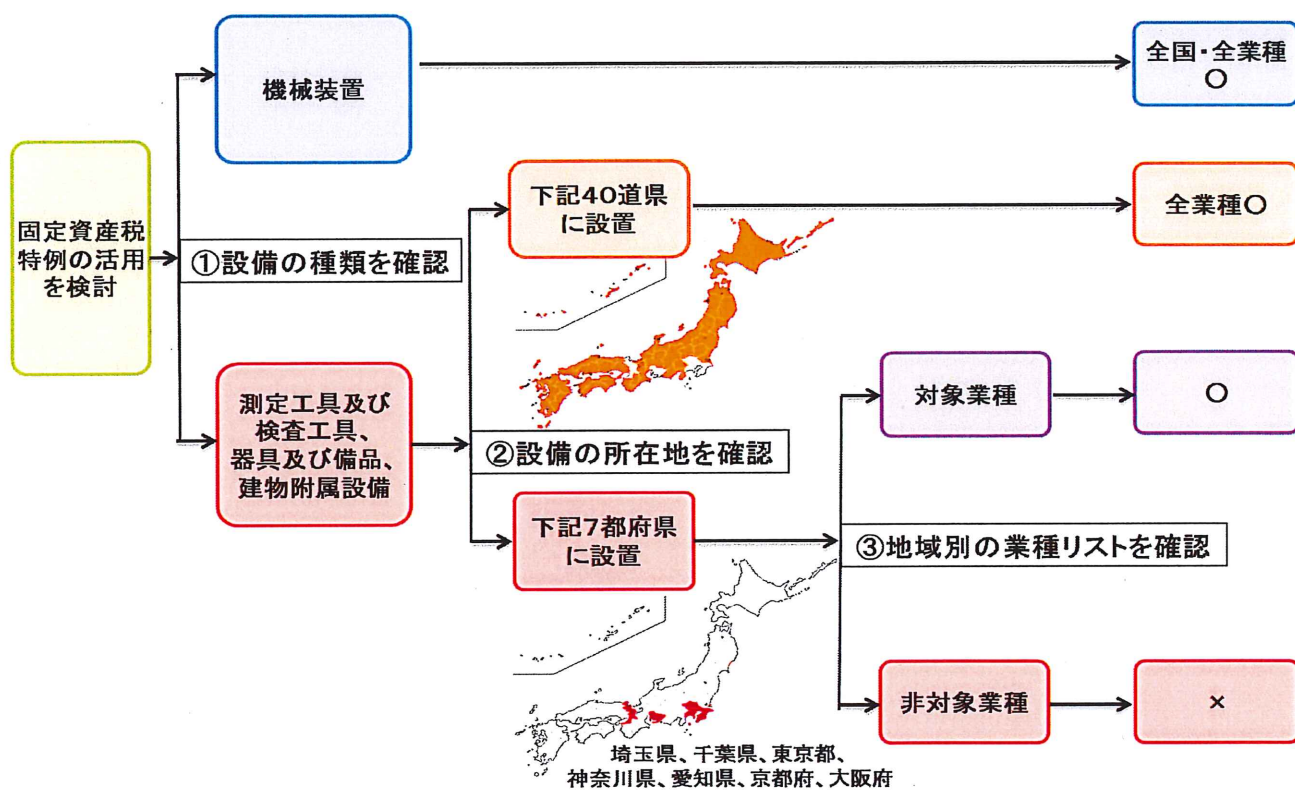
上記の該当要件に関し、両方に「1. 該当」にチェックが付いた場合のみ、該当要件にも「1. 該当」にチェックが付きます。

- (※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内
- (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する
対象地域・対象業種の確認について

- 中小企業等経営強化法に規定される経営力向上設備等に係る固定資産税の特例について、平成29年度税制改正により新たに対象に追加された設備（測定工具及び検査工具・器具及び備品・建物附属設備）については、一部の地域において対象業種が限定されます。※機械装置については引き続き全国・全業種対象です。
- 固定資産税の特例を受けようとする事業者は以下の流れで設備の地域及び業種を確認の上、要件を満たす設備について経営力向上計画の「8. 経営力向上設備等の種類」欄に設備の情報を記載し、設備が所在する市区町村に申告して下さい。

(対象地域・対象業種の確認の流れ)



① 設備の種類を確認

機械装置であれば全国・全業種対象です。測定工具及び検査工具・器具及び備品・建物附属設備であれば②の確認へ。

② 設備の所在地を確認

当該設備の所在地が、以下の7都府県に該当する場合には③の確認へ。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府

その他の40道県に所在する設備の場合には全業種対象です。

(注意) 地域の判断は、設備の所在地であることに注意して下さい。

※本店の所在地ではありません。

③ 地域別の業種リストを確認

対象業種の判断は、日本標準産業分類の中分類に基づいて行われます。経営力向上計画の「2 事業分野と事業分野別指針」欄の「事業分野（中分類）」が、次ページ以降の7都府県別の業種リストにおける対象業種（中分類）に該当するかどうかを確認して下さい。

※経営力向上計画の「事業分野（中分類）」が複数にまたがる場合、その中に対象業種が含まれている場合には特例の対象となります。他方、当該設備が明らかに非対象業種の用にのみ供される場合には対象外となります。

（注意）経営力向上計画の認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」に変更がある場合には工業会証明書の「変更事項」欄に変更前後の当該設備所在地（都道府県名・市町村名）を記載して下さい。設備所在地の変更に伴う経営力向上計画の変更申請は不要です。

<参考1>対象設備について

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|------------|------------|---------|--------|
| 機械装置（※1） | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備（※2） | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |

※1 機械装置については、引き続き全国・全業種で対象です。

※2 建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限りません。

<参考2>対象地域・対象業種の考え方

対象地域・対象業種については、2年間変更はありません。

<注意>

固定資産税の特例の適用を受けるためには、対象地域・対象業種を確認した上で、工業会証明書を取得し、経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

埼玉県における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | ○ | 50 各種商品卸売業 | ○ |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | ○ | 51 繊維・衣服等卸売業 | ○ |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食料品卸売業 | × |
| 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | × | 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | ○ | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | × |
| 08 設備工事業 | ○ | 56 各種商品小売業 | ○ |
| 09 食料品製造業 | ○ | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | ○ | 58 飲食料品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | ○ | 59 機械器具小売業 | ○ |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | ○ | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | ○ | 61 無店舗小売業 | × |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | × | 62 銀行業 | ○ |
| 15 印刷・同関連業 | ○ | 63 協同組織金融業 | × |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 | ○ |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | ○ | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | ○ | 67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) | × |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | × | 69 不動産賃貸業・管理業 | ○ |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | × |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | × |
| 24 金属製品製造業 | ○ | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | ○ |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | × |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | ○ |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ○ | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | ○ | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | × | 79 その他の生活関連サービス業 | ○ |
| 32 その他の製造業 | ○ | 80 娯楽業 | ○ |
| 33 電気業 | ○ | 81 学校教育 | × |
| 34 ガス業 | × | 82 その他の教育, 学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | ○ | 83 医療業 | ○ |
| 36 水道業 | ○ | 84 保健衛生 | ○ |
| 37 通信業 | × | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | ○ |
| 38 放送業 | × | 86 郵便局 | × |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | × |
| 40 インターネット附随サービス業 | ○ | 88 廃棄物処理業 | ○ |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | ○ | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | × | 90 機械等修理業(別掲を除く) | × |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | ○ | 93 政治・経済・文化団体 | ○ |
| 46 航空運輸業 | ○ | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | ○ | 95 その他のサービス業 | ○ |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | ○ | | |

千葉県における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | × | 50 各種商品卸売業 | × |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | ○ | 51 繊維・衣服等卸売業 | × |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食料品卸売業 | ○ |
| 05 鉱業、採石業、砂利採取業 | ○ | 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | ○ | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | ○ |
| 08 設備工事業 | ○ | 56 各種商品小売業 | ○ |
| 09 食料品製造業 | ○ | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | × | 58 飲食料品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | ○ | 59 機械器具小売業 | ○ |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | ○ | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | ○ | 61 無店舗小売業 | ○ |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○ | 62 銀行業 | × |
| 15 印刷・同関連業 | ○ | 63 協同組織金融業 | × |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業、商品先物取引業 | ○ |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | × | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | ○ | 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) | × |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | × | 69 不動産賃貸業・管理業 | × |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | × |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | ○ |
| 24 金属製品製造業 | ○ | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | ○ |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ○ | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | ○ | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | × | 79 その他の生活関連サービス業 | ○ |
| 32 その他の製造業 | ○ | 80 娯楽業 | × |
| 33 電気業 | × | 81 学校教育 | × |
| 34 ガス業 | ○ | 82 その他の教育、学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | ○ | 83 医療業 | ○ |
| 36 水道業 | ○ | 84 保健衛生 | ○ |
| 37 通信業 | ○ | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | ○ |
| 38 放送業 | × | 86 郵便局 | ○ |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | ○ |
| 40 インターネット附随サービス業 | × | 88 廃棄物処理業 | ○ |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | ○ | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | × | 90 機械等修理業(別掲を除く) | ○ |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | × | 93 政治・経済・文化団体 | ○ |
| 46 航空運輸業 | ○ | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | × | 95 その他のサービス業 | ○ |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | × | | |

東京都における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | ○ | 50 各種商品卸売業 | × |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | × | 51 繊維・衣服等卸売業 | × |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食料品卸売業 | × |
| 05 鉱業、採石業、砂利採取業 | × | 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | × | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | × |
| 08 設備工事業 | × | 56 各種商品小売業 | ○ |
| 09 食料品製造業 | × | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | × | 58 飲食料品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | × | 59 機械器具小売業 | × |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | × | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | × | 61 無店舗小売業 | × |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | × | 62 銀行業 | × |
| 15 印刷・同関連業 | × | 63 協同組織金融業 | × |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業、商品先物取引業 | × |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | × | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | × | 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) | × |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | × | 69 不動産賃貸業・管理業 | × |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | × |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | × |
| 24 金属製品製造業 | × | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | × |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | ○ | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | × | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | × | 79 その他の生活関連サービス業 | × |
| 32 その他の製造業 | × | 80 娯楽業 | ○ |
| 33 電気業 | × | 81 学校教育 | × |
| 34 ガス業 | × | 82 その他の教育、学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | × | 83 医療業 | × |
| 36 水道業 | × | 84 保健衛生 | ○ |
| 37 通信業 | × | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | × |
| 38 放送業 | × | 86 郵便局 | ○ |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | × |
| 40 インターネット附随サービス業 | × | 88 廃棄物処理業 | × |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | × | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | × | 90 機械等修理業(別掲を除く) | × |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | × | 93 政治・経済・文化団体 | × |
| 46 航空運輸業 | × | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | ○ | 95 その他のサービス業 | × |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | × | | |

神奈川県における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | ○ | 50 各種商品卸売業 | × |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | ○ | 51 繊維・衣服等卸売業 | ○ |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食料品卸売業 | × |
| 05 鉱業、採石業、砂利採取業 | × | 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | ○ | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | ○ |
| 08 設備工事業 | × | 56 各種商品小売業 | ○ |
| 09 食料品製造業 | ○ | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | ○ | 58 飲食料品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | ○ | 59 機械器具小売業 | ○ |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | ○ | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | × | 61 無店舗小売業 | × |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○ | 62 銀行業 | ○ |
| 15 印刷・同関連業 | ○ | 63 協同組織金融業 | × |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業、商品先物取引業 | ○ |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | × | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | ○ | 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) | × |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | × | 69 不動産賃貸業・管理業 | × |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | ○ |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | × |
| 24 金属製品製造業 | × | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | ○ |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | × | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | × | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | × | 79 その他の生活関連サービス業 | ○ |
| 32 その他の製造業 | × | 80 娯楽業 | × |
| 33 電気業 | × | 81 学校教育 | × |
| 34 ガス業 | × | 82 その他の教育、学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | × | 83 医療業 | ○ |
| 36 水道業 | ○ | 84 保健衛生 | × |
| 37 通信業 | ○ | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | ○ |
| 38 放送業 | × | 86 郵便局 | × |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | × |
| 40 インターネット附随サービス業 | ○ | 88 廃棄物処理業 | ○ |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | ○ | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | × | 90 機械等修理業(別掲を除く) | × |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | × | 93 政治・経済・文化団体 | ○ |
| 46 航空運輸業 | ○ | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | × | 95 その他のサービス業 | ○ |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | × | | |

愛知県における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | ○ | 50 各種商品卸売業 | × |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | ○ | 51 繊維・衣服等卸売業 | × |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食料品卸売業 | ○ |
| 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | × | 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | ○ | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | × |
| 08 設備工事業 | × | 56 各種商品小売業 | ○ |
| 09 食料品製造業 | ○ | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | × | 58 飲食料品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | ○ | 59 機械器具小売業 | ○ |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | × | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | ○ | 61 無店舗小売業 | ○ |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○ | 62 銀行業 | × |
| 15 印刷・同関連業 | × | 63 協同組織金融業 | × |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 | × |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | × | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | × | 67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) | × |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | × | 69 不動産賃貸業・管理業 | × |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | ○ |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | × |
| 24 金属製品製造業 | × | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | × |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | × | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | ○ | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | ○ | 79 その他の生活関連サービス業 | ○ |
| 32 その他の製造業 | ○ | 80 娯楽業 | ○ |
| 33 電気業 | × | 81 学校教育 | ○ |
| 34 ガス業 | × | 82 その他の教育, 学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | × | 83 医療業 | ○ |
| 36 水道業 | ○ | 84 保健衛生 | ○ |
| 37 通信業 | × | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | ○ |
| 38 放送業 | × | 86 郵便局 | ○ |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | × |
| 40 インターネット附随サービス業 | × | 88 廃棄物処理業 | × |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | × | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | × | 90 機械等修理業(別掲を除く) | ○ |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | ○ | 93 政治・経済・文化団体 | ○ |
| 46 航空運輸業 | ○ | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | ○ | 95 その他のサービス業 | ○ |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | × | | |

京都府における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | ○ | 50 各種商品卸売業 | ○ |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | ○ | 51 繊維・衣服等卸売業 | ○ |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食料品卸売業 | × |
| 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | ○ | 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | ○ | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | ○ |
| 08 設備工事業 | ○ | 56 各種商品小売業 | ○ |
| 09 食料品製造業 | ○ | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | × | 58 飲食料品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | ○ | 59 機械器具小売業 | ○ |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | ○ | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | ○ | 61 無店舗小売業 | × |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○ | 62 銀行業 | ○ |
| 15 印刷・同関連業 | × | 63 協同組織金融業 | ○ |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 | × |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | ○ | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | × | 67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) | ○ |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | ○ | 69 不動産賃貸業・管理業 | ○ |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | × |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | ○ |
| 24 金属製品製造業 | × | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | ○ |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | ○ |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | × | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | × | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | × | 79 その他の生活関連サービス業 | × |
| 32 その他の製造業 | ○ | 80 娯楽業 | ○ |
| 33 電気業 | ○ | 81 学校教育 | × |
| 34 ガス業 | ○ | 82 その他の教育, 学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | ○ | 83 医療業 | ○ |
| 36 水道業 | ○ | 84 保健衛生 | ○ |
| 37 通信業 | ○ | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | ○ |
| 38 放送業 | ○ | 86 郵便局 | ○ |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | ○ |
| 40 インターネット附随サービス業 | ○ | 88 廃棄物処理業 | × |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | × | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | ○ | 90 機械等修理業(別掲を除く) | ○ |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | ○ | 93 政治・経済・文化団体 | ○ |
| 46 航空運輸業 | ○ | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | ○ | 95 その他のサービス業 | ○ |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | ○ | | |

大阪府における業種リスト

| 中分類 | ○：対象 ×：非対象 | 中分類 | ○：対象 ×：非対象 |
|-----------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| 01 農業 | ○ | 49 郵便業(信書便事業を含む) | ○ |
| 02 林業 | × | 50 各種商品卸売業 | × |
| 03 漁業(水産養殖業を除く) | ○ | 51 繊維・衣服等卸売業 | × |
| 04 水産養殖業 | ○ | 52 飲食品卸売業 | × |
| 05 鉱業、採石業、砂利採取業 | × | 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | × |
| 06 総合工事業 | × | 54 機械器具卸売業 | × |
| 07 職別工事業(設備工事業を除く) | ○ | 55 その他の卸売業 | × |
| 08 設備工事業 | × | 56 各種商品小売業 | × |
| 09 食料品製造業 | × | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 | ○ |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | × | 58 飲食品小売業 | ○ |
| 11 繊維工業 | ○ | 59 機械器具小売業 | ○ |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | × | 60 その他の小売業 | ○ |
| 13 家具・装備品製造業 | ○ | 61 無店舗小売業 | × |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | × | 62 銀行業 | × |
| 15 印刷・同関連業 | ○ | 63 協同組織金融業 | × |
| 16 化学工業 | × | 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 | × |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | × | 65 金融商品取引業、商品先物取引業 | × |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | × | 66 補助的金融業等 | × |
| 19 ゴム製品製造業 | × | 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) | × |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | ○ | 68 不動産取引業 | × |
| 21 窯業・土石製品製造業 | × | 69 不動産賃貸業・管理業 | × |
| 22 鉄鋼業 | × | 70 物品賃貸業 | × |
| 23 非鉄金属製造業 | × | 71 学術・開発研究機関 | × |
| 24 金属製品製造業 | × | 72 専門サービス業(他に分類されないもの) | × |
| 25 はん用機械器具製造業 | × | 73 広告業 | × |
| 26 生産用機械器具製造業 | × | 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | ○ |
| 27 業務用機械器具製造業 | × | 75 宿泊業 | ○ |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | × | 76 飲食店 | ○ |
| 29 電気機械器具製造業 | ○ | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 | ○ |
| 30 情報通信機械器具製造業 | × | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | ○ |
| 31 輸送用機械器具製造業 | × | 79 その他の生活関連サービス業 | ○ |
| 32 その他の製造業 | × | 80 娯楽業 | ○ |
| 33 電気業 | ○ | 81 学校教育 | × |
| 34 ガス業 | × | 82 その他の教育、学習支援業 | ○ |
| 35 熱供給業 | × | 83 医療業 | ○ |
| 36 水道業 | ○ | 84 保健衛生 | ○ |
| 37 通信業 | × | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 | ○ |
| 38 放送業 | × | 86 郵便局 | ○ |
| 39 情報サービス業 | × | 87 協同組合(他に分類されないもの) | ○ |
| 40 インターネット附随サービス業 | ○ | 88 廃棄物処理業 | × |
| 41 映像・音声・文字情報制作業 | × | 89 自動車整備業 | ○ |
| 42 鉄道業 | ○ | 90 機械等修理業(別掲を除く) | × |
| 43 道路旅客運送業 | ○ | 91 職業紹介・労働者派遣業 | ○ |
| 44 道路貨物運送業 | ○ | 92 その他の事業サービス業 | ○ |
| 45 水運業 | × | 93 政治・経済・文化団体 | ○ |
| 46 航空運輸業 | × | 94 宗教 | ○ |
| 47 倉庫業 | ○ | 95 その他のサービス業 | ○ |
| 48 運輸に附帯するサービス業 | × | | |

経営力向上設備の取得時期・税制の特例適用等について

経営力向上設備等を取得し、当該設備について税制（中小企業経営強化税制・固定資産税の特例）の特例の適用を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

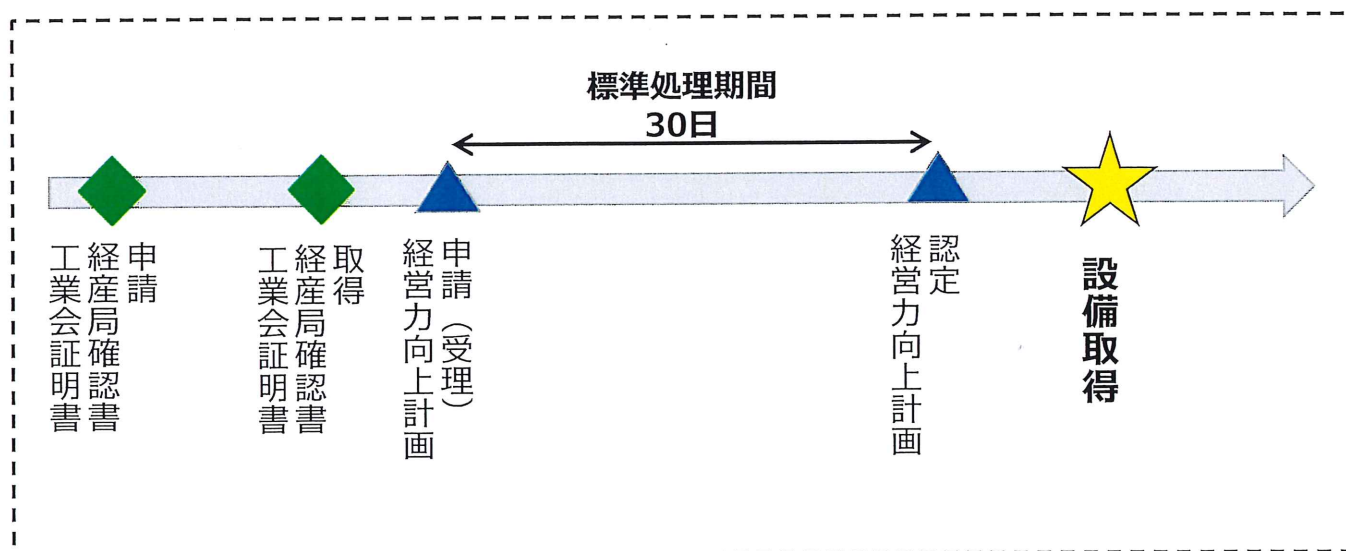
- (1) 工業会等による証明書（A類型・固定資産税特例）や、経済産業局による投資利益率に関する確認書（B類型）を取得（※）。
- (2) 当該設備を利用し生産性を上げるための「経営力向上計画」を策定。上記(1)のコピーを添付し各事業分野の担当省庁に申請。
- (3) 各担当省庁から計画認定を受ける。
- (4) 設備を取得する。

※経産局の投資利益率に関する確認書は、固定資産税特例適用のためには利用できません（別途、工業会等の証明書が必要となります）。

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、次ページの【例外】の流れを十分ご確認ください。

【原則】 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

経営力向上設備等は、経営力向上計画認定後に取得することが原則です。



経営力向上設備の取得時期・税制の特例適用等について

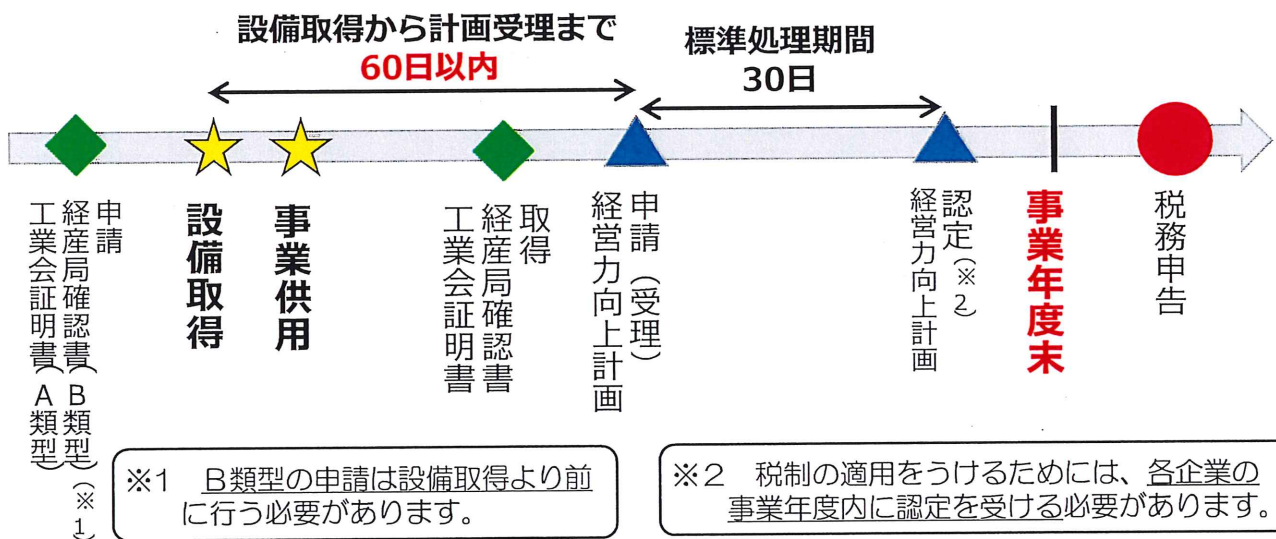
【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

計画の申請に先立って計画を開始し、設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、**設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります**（計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です）。

その場合において税制（中小企業経営強化税制・固定資産税の特例）の適用を受けるためには、それぞれ以下の期限までに認定を受ける必要があります。

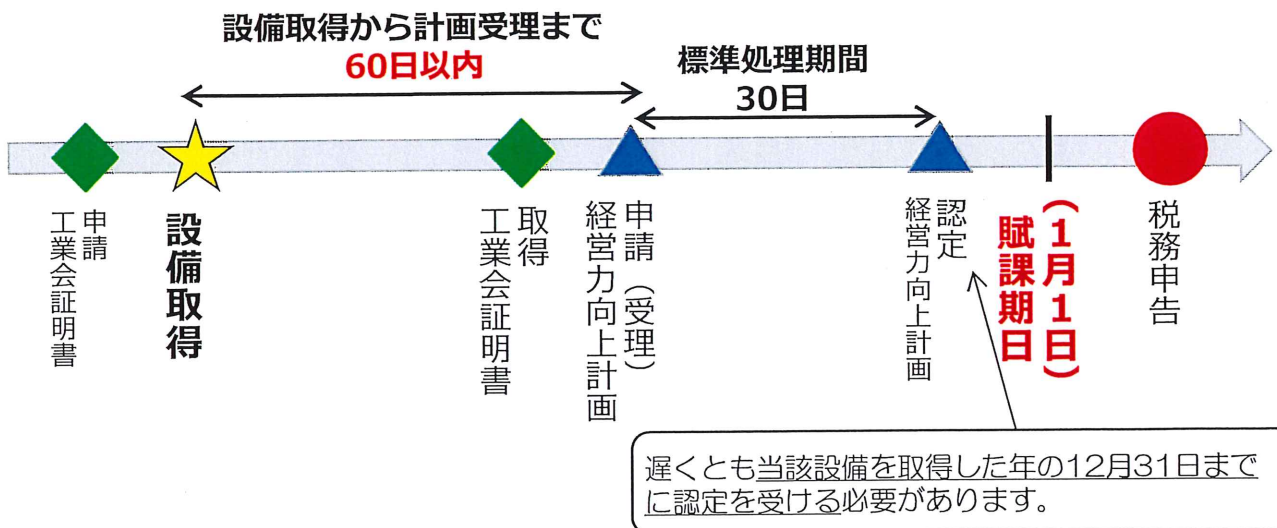
【中小企業経営強化税制（国税）の場合】

制度の適用を年度単位で見ることから、**遅くとも当該設備の事業供用年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります**（供用年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



【固定資産税特例（地方税）の場合】

固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日であることから、**遅くとも当該設備を取得した年の12月31日までに認定を受ける必要があります**（12月31日を超えて認定を受けた場合、軽減の期間が2年となります）。



中小企業経営強化税制 Q&A集(AB類型共通)

| | | |
|-----|---|--|
| 共-1 | 設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。 | 設備の修繕等は対象となりません。 |
| 共-2 | 本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。 | 生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外と なり ます。 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合には、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。 |
| 共-3 | 自ら作って固定資産計上する設備は対象となるのか。 | 取得(購入)するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。 |
| 共-4 | 中古品は対象となるのか。 | 中古品は対象となりません。 |
| 共-5 | 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。 | 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額となります。 |
| 共-6 | 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか。 | はい、原則として対象となります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。 |
| 共-7 | 取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。 | 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。 |

| | | |
|------|--|--|
| 共-8 | 単品の取得価額は、どのように判定するか。 | 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。 |
| 共-9 | 取得とは、具体的にどのタイミングを指すか。 | 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたこと(請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと)を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。 |
| 共-10 | 事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。 | 業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。 |
| 共-11 | 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。 | ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能(即時償却は利用不可)となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。 |
| 共-12 | 中小企業経営強化税制について、即時償却を実施した場合、準備金方式を採用できるのか。 | 採用できます。 |
| 共-13 | 補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っているが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制措置は使えるのか。 | 法人税関連の措置については「圧縮記帳」の適用を受けた場合、取得価額の判定は圧縮後の金額でされるため、対象にはなりません。(固定資産税については、圧縮記帳前の金額が取得価額となります。) |
| 共-14 | 中小企業経営強化税制について、連結納税制度を採用している場合における法人税額の税額控除限度額は、各連結法人の税額控除個別帰属額を連結所得に対する法人税の額から控除することで良いか。 | その通りですが、仮に、連結法人ごとに、その税額控除限度額が法人税額基準額を超える場合には、法人税額基準額が限度となります。 |

| | | |
|------|--|--|
| 共-15 | 自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれるのか。 | 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。 |
| 共-16 | 他の税制との重複適用は可能か。 | 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。 |
| 共-17 | 中小企業経営強化税制について、税額控除限度額の繰り越しは可能か。 | 1年間の繰り越しが認められています。 |
| 共-18 | 中小企業経営強化税制の税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すれば良いか。 | 他の税制の適用を受けられる場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税額の20%を限度とすることになります。 なお、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制を利用する場合、3つの措置の税額控除の合計で限度額を計算することになりますので、ご注意ください。 |
| 共-19 | 中小企業経営強化税制について、同一企業が、設備単位で即時償却と税額控除を使い分けることができるのか。 | 可能です。例えば、X機械については即時償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けができます。 |
| 共-20 | 設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。 | 法人税関連の措置については、設備に設定している共有持分に基つき資産計上している資産の取得価額が対象となります。 |
| 共-21 | 親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能か。 | 子会社で新規に取得等をした設備となるため当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。 |
| 共-22 | 売電のみを目的とした太陽光発電設備の導入は対象になるのか。 | 全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定事業に含まれておらず、対象となりませんのでご注意ください。 一部について自家消費や余剰売電を行う場合につきましては、個別の利用状況に応じた判断になります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。 (なお固定資産税の特例については、対象になりません。) |
| 共-23 | 医療業やデータセンター業の対象設備について教えてほしい。 | 医療保健業を行う事業者が取得する医療機器、建物附属設備、データセンター業を行う事業者が取得する電子計算機については、中小企業経営強化税制の適用を受けることはできません。他の税制措置(高額医療特償、データセンター税制)の利用をご検討ください。 (なお固定資産税の特例については、対象になりません。) |

| | | |
|------|---|--|
| 共-24 | 娯楽業の取り扱いについて教えてほしい。 | <p>中小企業経営強化税制における指定事業は、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制に該当する業種となります。娯楽業につきましては、映画業を除き対象となりませんのでご注意ください。娯楽業に含まれる業種につきましては、標準産業分類 (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html) をご確認ください。 (なお固定資産税の特例については、対象になりえます。)</p> |
| 共-25 | 対象設備の拡大に対応した申請はいつから可能か。 | <p>平成29年3月15日から、中小企業経営強化法の施行規則の改正をしており、対象設備の拡大に対応した手続きの申請が可能となっております。(税制の適用については、4月以降に取得し事業の用に供した場合が対象となりますのでご注意ください。)</p> |
| 共-26 | 導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか | <p>個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。</p> |
| 共-27 | 手続きの基本的な流れを教えてください。 | <p>工業会証明書(A類型・固定資産税の特例)若しくは経産局の確認書(B類型)を取得後、中小企業等経営強化法の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが原則の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。</p> |
| 共-28 | 中小企業経営強化法の認定にはどれぐらいの時間がかかりますか。 | <p>一ヶ月以内をめぐっておりませんが、余裕を持ってご申請ください。</p> |
| 共-29 | 計画の認定後に追加で設備を取得した場合にどうなるのか。また、計画認定時と異なる設備を取得しようとする場合にはどうするのか。 | <p>法第14条第1項に基づき、経営力向上計画を変更(追加で取得する(又は変更して取得する)設備を計画に記載)し、変更認定を受けることで、税制措置を受けられます。計画変更の際も、追加で取得する(又は変更して取得する)設備について、工業会の証明書(A類型・固定特例)又は経産局の確認書(B類型)のコピーを添付資料としてご提出下さい。</p> |
| 共-30 | 申告時に必要となる書類を教えてください | <p>申告時には、中小企業経営強化法の認定書とA類型の場合には工業会証明書、B類型の場合には経済産業局の確認書それぞれの写しを添付してください。</p> |
| 共-31 | 中小企業経営強化法の認定基準を達成できなかった場合、税制措置の取り戻しは行われるのか。 | <p>いいえ、税制措置の取り戻し等の規定はありません。</p> |

| | | |
|------|---|--|
| 共-32 | <p>中小企業経営強化税制を利用できない場合、ほかに支援措置はないのか。</p> | <p>各種手続きの要件や時間の制約との関係上、中小企業経営強化税制が使えない場合でも、中小企業投資促進税制 (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukyougoutousisokusinzeisei.htm)や商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm)が適用できる場合もございますので、活用につきましてご検討ください。</p> |
| 共-33 | <p>設備を認定より前に取得してしまっただけの場合、中小企業経営強化税制を利用することはできないのか。</p> | <p>経営力向上設備等は、計画認定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります(計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です)。なお、設備の取得時期は、平成29年4月1日以降かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。遅く上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度(各企業の事業年度)内に認定を受ける必要があります(当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください)。</p> |
| 共-34 | <p>4月の設備投資を検討しているが、制度は利用できるのか、設備の取得後でも申請できるのか。</p> | <p>平成29年4月1日以後に設備を取得し、事業の用に供していれば制度の適用を受けることができます。制度の利用には、工業会証明書若しくは経産局確認書の取得、経営力向上計画の認定が必要となります。認定は当該設備を取得し事業の用に供した年度(各企業の事業年度)内に受ける必要がありますので、早めに各種の手続きを進めてください。</p> |

Q&A集 (A類型)

| | | |
|-----|---|---|
| A-1 | A社の製品をB社がカスタマイズしてユーザーに納品した場合、証明書の発行申請は誰が行うのか。 | 設備の最終的な性能を把握しているのはカスタマイズしたB社ですので、申請は原則B社が行ってください。ただし、その際の比較対象はA社の旧モデルになりますので、適宜A社から旧モデルのパンフレット等を取り寄せる必要があります。 |
| A-2 | 複数のメーカーが生産する機械装置で構成される設備の扱いはどのように考えればよいか。 | 最終的にユーザーに納めるメーカー(最終組立メーカー)が団体に証明書発行を申請することを想定しています。生産性向上の度合いは、構成する機械装置の中でコアとなる機械装置(すなわち、当該設備にとって必要不可欠な主たる機械)に基づいて判断してください。 |
| A-3 | 輸入した設備(海外メーカー製)の扱いはどのように考えればよいか。 | 要件に合致することを示す判断材料があれば、輸入した設備も対象になります。その場合は、海外メーカー一名で、代理店等が申請者となることも可能です。ただし、設備に関して正確な申請が可能と工業会が判断できる場合に限ります。 |
| A-4 | (メーカーが新事業を開始した場合など)比較すべき旧モデルが全くない新製品は対象となるのか。 | 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、販売開始時期のみが要件となりますが新製品であれば必ず申請書が発行されるわけではありません。類似する機能・性能を持つ設備があるものは、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。 |
| A-5 | 何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいか。 | 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標の選択は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーに一任します。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認してください。 |
| A-6 | 年平均1%以上向上の比較対象は何か。 | 当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。設備ユーザーが現在使用しているモデルとの比較ではありません。 |
| A-7 | 生産性指標について、エネルギー効率が0.5%、単位時間当たり生産量が0.5%向上している場合、合計1%向上ということと要件を満たすか。 | いいえ、対象になりません。あくまで単一の指標について年平均1%以上向上することが必要です。 |
| A-8 | 一代前モデルとは何を指して考えるのか。 | 機能や構造の変更など、大きな変更があった場合をモデル変更とみなし、変更前を一代前モデルと考えます。ただし、デザイン(色等)の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更とはみなせません。生産性向上について、適切に比較できるかという観点から、設備メーカーにおいて判断してください。 |

| | | |
|------|---|---|
| A-9 | 導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか | 個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。 |
| A-10 | 販売開始年度等の「年度」とは、いつからいつまでを指すのか。 | 1月1日から12月31日までを指します。 |
| A-11 | 同じ設備を複数個導入する場合は、証明書も複数必要となるのか。 | 同時に複数の同じ設備を導入する場合には、経営力向上計画の申請書に導入予定の個数を記載いただくことで一枚の証明書にて対応可能です。 |
| A-12 | 同じ設備について違う取得時期で導入する場合には、証明書も複数枚必要となるのか。 | 同一年内における設備の取得であれば一枚の証明書にて対応可能です。翌年の取得設備に関しては、別の証明を取得してください(販売開始要件の前提条件である取得時期が異なるため) ※2018年に取得する設備の証明書は、2017年内でも取得できます なお、経営力向上計画において、取得時期が異なる場合には、行を分けて記載ください。 |
| A-13 | 工業会等から発行される証明書は、設備を導入する前の日付で発行されたものでなければならぬのか。 | 経営強化税制を利用するためには、中小企業等経営強化法の認定を受ける必要があり、認定後の取得が原則の流れとなります。認定の申請に際しては、導入する設備について生産性が1%向上することを証明する書類(工業会等の証明書)を添付する必要がありますので、設備投資の検討に際しては一定の期間を要することにご注意ください。 |
| A-14 | 改正省令施行前に認定を受けた機械装置については、経営強化税制による優遇を利用することは可能か。 | 設備取得が平成29年4月以降であり、中小企業経営強化税制の要件を満たすものであれば利用可能です。 |
| A-15 | 一枚の工業会証明書で中小企業経営強化税制も固定資産税の特例も利用可能か | 可能です(税務署への申告、市町村への固定資産税の申告においてはコピーを添付して提出してください)。ただし、設備の種類や業種によっては、どちらかの措置は対象にならない場合がありますのでご注意ください。 |

Q&A集(B類型)

| | | |
|-----|---|--|
| B-1 | 経済産業局に申請後、確認書発行まではどの程度の期間がかかるのか。 | 繁忙期であっても、1ヶ月以内を目処としておりますが、余裕を持ってご申請ください。なお、書類に不備がある場合や書類の修正対応に時間を要する場合には、更に時間がかかることがありますのでご注意ください。 |
| B-2 | 経済産業局への申請はいつまでに行う必要があるのか。 | 設備の取得等前に経済産業局の確認及び中小企業経営強化法の認定を取る必要がありますので、それに間に合うよう余裕を持ってご申請ください。 |
| B-3 | 5カ年(平成33年まで)の長期設備投資計画を立てている場合、投資利益率の水準は満たしても、実際に設備を取得するのが平成33年になってしまいう場合に本税制措置は受けられるのか。 | 投資計画については、公認会計士又は税理士の事前確認を必要としており、その後、経済産業局に申請をしていただきます。申請書の内容が分かる方に説明をお願いしておりますので、申請に際しては経済産業局にご連絡ください。 |
| B-4 | 会計監査人や顧問税理士であっても事前確認業務を行うことは可能か。 | いいえ、受けられません。本税制措置が受けられる設備は、平成29年4月1日以降から平成31年3月31日までに取得等をし、事業の用に供したものになります。 |
| B-5 | 本社所在地が東京で、実際に設備投資をする工場が北海道である場合、どの経済産業局に申請すれば良いのか。 | 特に制限はありませんので、可能です。例えば社内内に有資格者がいる場合は、その者が事前確認を行うことも可能です。 |
| B-6 | 一つの申請の中で、この設備は即時償却、この設備は税額控除といった適用も可能か。 | 本社所在地を管轄する経済産業局へ申請してください。ただし、設備の導入場所に当該申請について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合には、設備導入地を管轄する経済産業局にご相談いただくことも可能です。 |
| B-7 | 登記簿謄本は、コピーでも良いか。また、発行期限(何ヶ月以内)はあるのか。 | 設備ごとに、税額控除と特別償却のいずれかの適用が可能です。 |
| B-8 | 対象設備の範囲はどのように判断すればよいのか。 | コピーでもかまいません。期限については特に設けません。最新の情報が記載されているものをご準備ください。 |
| | | 本税制適用の対象として申請書に添付する投資計画において、その投資の目的を達するために必要十分な設備が対象となります。対象となる設備の金額が大きいほど本税制の適用金額が大きくなる一方、投資利益率は既定値を達成し辛くなるため、投資目的達成に必要な設備のみが対象となっており、かつ投資目的達成に必要な設備が網羅的に対象となっている必要があります。 |

| | | |
|------|--|---|
| B-9 | 取得価額の範囲はどのように判断すればよいのか。 | 申請した投資計画に基づいて取得する設備のうち、本税制の対象となる設備の取得価額の合計額です。なお、対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。 |
| B-10 | 取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。 | 本税制適用の前提となる投資計画の確認の段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階までは至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額算定のための見積書等を入力しているにすぎないことを想定しています。従って、ここで必要となる取得価額は、金額が確定しているものに限定されるものではありませんので、ROIの分母金額の算定根拠となつた見積書等を根拠資料とすることと足りるものとしていきます。 |
| B-11 | 収益力強化設備の投資において、税制措置の対象外となっている設備(車輜・建物や、160万円未満の機械装置等)を同時に導入する場合、その金額も分母に加えるのか。 | B類型の確認は、税制の対象となるかどうかを判定するものではなく、投資計画の投資利益率を確認する手続きとなります(B類型のうち、一定のものが税制の対象となる)。投資額(分母)には、税制の対象外となっている設備を含め、当該投資目的を達成するために必要不可欠な設備の取得価額の合計額としてください。 |
| B-12 | 収益力強化設備について、個別の設備においても、生産性年平均1%以上向上することが必要か。 | 収益力強化設備の中の個別設備については、生産性向上の要件はありません。あくまで投資利益率が5%以上となるかどうかのみで判断します。 |
| B-13 | 一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合申請することは可能か。 | 完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。 |
| B-14 | 設備稼働後、計画した投資利益率を達成できなかった場合、税制措置の取り戻しは行われるのか。 | いいえ、税制措置の取り戻し等の規定はありません。 |
| B-15 | 補助金を受けて圧縮記帳をする設備の場合、圧縮記帳後の金額が取得価額となるが、投資利益率の算出に当たり、分母に入れる金額は圧縮記帳後の金額でよいのか。 | いいえ、投資利益率算出の際には、圧縮記帳前の数字を使ってください。 |

| | | |
|------|---|--|
| B-16 | 投資利益率の算定にあたって、複数年にわたって設備投資を行う場合、複数年の投資を1つの設備投資計画としてよいか。 | 投資計画は、実施される設備投資がその目的に照らしてひとつの事業として実施される場合は、当該投資が複数年にわたっても、ひとつの投資計画とする必要があります。他方、それぞれの投資の目的、期待する効果が異なる場合はそれぞれ別の投資ごとに申請していただく必要があります。 |
| B-17 | 制度利用後の状況報告書(様式4)は税理士等の確認は不要か。 | 不要です。また、変更申請書(様式5)においても、税理士等関与は不要です。一方、投資目的自体が変更になるなど、投資計画の大幅な変更があった場合には、申請書(様式1)を再提出いただくことになり、その際には再度税理士等の確認が必要になります。 |
| B-18 | 既存の設備につき、資本的支出を行った場合も対象となるか。 | 原則として、本税制措置の「取得等」には当たらないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産については、当該資産について本税制措置の適用を受けることができます。 |
| B-19 | B類型の確認で、固定資産税の特例も受けられるのか。 | 固定資産税の特例を受けたい場合には、個別設備に関して別途工業会証明書が必要となります。 |
| B-20 | 経営力向上計画にはどのように設備投資計画を記載すれば良いのか。 | 「5 設備投資の内容」について、経営力向上計画の「8 経営力向上設備等の種類」の欄に記載してください。 |

経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集(中小企業経営強化税制と共通の考え方については載せておりません)

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 補助金を受けた設備の取得価格をおしえてください。 | 固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価格となります。(3000万円の設備取得に1000万円の補助金があった場合でも、取得価格は3000万円となります)。 |
| 2 | 所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、固定資産税はリース会社が納付するが、リース契約に含まれている固定資産税額は減額されるのか。 | はい、されます。当該制度は設備を導入する中小事業者等が軽減措置を受ける制度であり、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されます。 |
| 3 | リース契約金額の固定資産税相当額が適切に減額されているかは何でわかるのか。 | リース会社は「固定資産税軽減計算書」を作成し、事業者に確認を求めますので、事業者はメーカーとの間で決めた設備の見積を元に確認してください。「固定資産税軽減計算書」はリース契約の総額を「物件金額」、「金利・手数料」、「固定資産税」に分けて記載しており、かつ、軽減前と後の比較も可能な様式としています。 |
| 4 | リース契約であれば、固定資産税はリース会社が納付してくれるのか。 | いいえ、全てのリース契約ではありません。リース取引のうち、所有権移転外リース取引は、リース会社が固定資産税の納付手続をとりませんが、所有権移転リース取引は、ユーザーが固定資産税を申告・納付する場合は、ユーザーに特例措置が適用され、リース会社が固定資産税を申告・納付する場合は、リース会社に特例措置が適用されます。なお、オペレーティングリース取引は当該制度の対象にはなりません。 |
| 5 | リース取引の時の取得価格の判定は消費税抜きですか。 | はい、消費税抜きで考えます。リース会社は各種取引全てを消費税抜きで考えますので、当該制度も同じく消費税抜きでの取引となります。事業者の経理方式にあわせることはありません。 |
| 6 | 輸入した設備を外国のリース会社と契約して導入した可能性がありますか。 | はい、可能です。外国のリース会社でも日本国内に固定資産があれば、固定資産税の申告・納税義務がありますので、日本のリース会社と同様の手続をとれば可能になります。 |
| 7 | 設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。 | 共有者全員が連帯して納付する必要があります。 |
| 8 | 認定計画の期間中に認定を取り消された場合、過去に遡って軽減された固定資産税を納付する必要があるか。 | 原則として、適法に計画が認定されている場合においては、認定が取り消される前の固定資産税の軽減分については過去に遡って納付する必要はありませんが、計画の認定を申請する際に虚偽の内容を申し出ていたような場合等においてはこの限りではありません。 |
| 9 | 認定計画の期間中に資本金が変動し、中小法人に該当しないこととなった場合、軽減措置の扱いはどうなるのか。 | 課税の基準日となる1月1日現在において、「資本金1億円以下」という中小法人の要件を満たすことが必要です。 |

経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集(中小企業経営強化税制と共通の考え方については載せておりません)

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 10 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第5に規定される公害防止用設備のうち機械及び装置は、本税制の対象となるのか。 | 対象となります。ただし、公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税法附則第15条第2項)との併用はできません。 |
| 11 | 特例の適用が地域・業種によって限定されるのは、全ての設備か。 | いいえ、平成29年4月より拡充された設備(検査工具・測定工具、器具備品又は建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る))のみであり、機械及び装置については、地域・業種の限定はありません。 |
| 12 | 本店所在地と投資地域が異なる場合、地域の限定はどのようにになるのか。 | 設備の所在地(納税地)で判断します。 |
| 13 | 経営力向上設備の設置場所が変わった場合はどうするのか。計画変更の認定が必要になるのか。 | 経営力向上設備を設置する場所が市町村を跨いで変更となる場合は、工業会証明書の下部にある「経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合」の欄に設置場所の変更前と変更後を設備ユーザーが記載ください。その際経営力向上計画の計画変更は不要です。 |
| 14 | 平成29年4月から対象に加わる器具備品等について、経営力向上計画の認定を受けたあとに、特例適用の地域から、特例適用外の地域に移転した場合は、どうすればよいか。 | 固定資産税の賦課期日である1月1日時点における所在地によって、特例対象の可否が判断されます。翌年に特例対象外の地域に移転した場合には、特例の適用外となります。なお、認定計画に基づき特例対象外の地域で取得した設備について、翌年に特例対象の地域に移転した場合については、特例の適用を受けることができます |
| 15 | 検査工具・測定工具の対象設備の中身には、電気又は電子を利用するものは含まれますか。 | 含まれます。 |
| 16 | 建物附属設備は全て対象となるのか。 | 償却資産として課税されるものに限ります。(家屋として評価されるものは対象外) |
| 17 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に医療機器として承認等されている医療用ソフトウェアについて、医療機器として計上しているが、固定資産税を払う必要があるのか。 | 地方税法第341条第4号において、償却資産については無形減価償却資産を除くと規定されており、ソフトウェアについては無形であるため、固定資産税の課税対象とはなりません。(ソフトウェアは無形資産なので、申告をする必要はありません。) |
| 18 | 償却資産申告書の中に「建物附属設備」の欄がないが、特例を受けるためにはどうすればいいのか。 | 固定資産台帳上、「建物附属設備」に計上されていて、経営力向上設備等として認定を受けたものであれば、償却資産申告書上「構築物」や「機械装置」に入っているも特例対象とすることができます。 |

減価償却資産の耐用年数表

| 構造又は用途 | 細 目 | 耐用 年数 (年) |
|--------------|-------------------------|-----------------|
| 8 医療機器 | 消毒殺菌用機器 | 4 |
| | 手術機器 | 5 |
| | 血液透析又は血しょう交換用機器 | 7 |
| | ハードタンクその他の作動部分を有する機能 | |
| | 回復訓練機器 | 6 |
| | 調剤機器 | 6 |
| | 歯科診療用ユニット | 7 |
| | 光学検査機器 | |
| | ファイバースコープ | 6 |
| | その他のもの | 8 |
| | その他のもの | |
| | レントゲンその他の電子装置を使用する機器 | |
| | 移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器 | 4 |
| | その他のもの | 6 |
| | その他のもの | |
| 陶磁器製・ガラス製のもの | 3 | |
| 主として金属製のもの | 10 | |
| その他のもの | 5 | |